

国民健康保険料等徴収業務に関する会計年度任用職員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市市民部国保年金課において国民健康保険料等徴収業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の徴収に関すること
- (2) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の納付相談に関すること
- (3) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の納付勧奨に関すること
- (4) その他、前各号に掲げる業務に付随する業務および所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 別表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

また、所属長が特に必要と認める場合は、勤務時間を変更することができる。

- (2) 休憩時間は、別表のとおりとする。ただし、業務を遂行するうえ

で、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関連）

勤務形態	勤務日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
A勤務	月～木曜日	午前8時00分	午後3時00分	午前11時～正午
		午前8時45分	午後3時45分	正午～午後1時
		午前9時30分	午後4時30分	正午～午後1時
		午前10時30分	午後5時30分	午後1時～午後2時
		午後1時00分	午後8時00分	午後4時～午後5時
	金曜日	午前8時00分	午後2時00分	午前11時～正午
		午前8時45分	午後2時45分	正午～午後1時
		午前10時00分	午後4時00分	正午～午後1時
		午前11時30分	午後5時30分	午後1時～午後2時
		午後2時00分	午後8時00分	午後5時～午後6時
B勤務	週の最初の開庁日	午前8時45分	午後3時45分	正午～午後1時
	上記以外の日	午前8時45分	午後3時30分	正午～午後1時
C勤務	週の最初の開庁日	午前10時00分	午後5時00分	午後1時～午後2時
		午前10時30分	午後5時30分	午後1時～午後2時
	上記以外の日	午前10時00分	午後4時45分	午後1時～午後2時
		午前10時45分	午後5時30分	午後1時～午後2時

（取扱いの注意）

- ※ 開庁する日曜日は、上表の「週の最初の開庁日」に該当しない。
- ※ 主に徴収に関する業務に従事する場合はA勤務，主に納付相談に関する業務に従事する場合はB勤務，主に納付勧奨に関する業務に従事する場合はC勤務とする。